

様式第10-2号

### 緊急の修理（施工前・施工後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから  
施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明が  
必要になります。）

施工前	施工後

施工前	施工後

施工前	施工後

※ 施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度  
の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等  
の理由は証明とは見なさないので、留意すること。